

越前市公共交通再編検討調査業務仕様書

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、越前市（以下「発注者」という。）が委託する「越前市公共交通再編検討調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、越前市設計業務等委託契約約款（第34条、第36条から第38条まで及び第40条を除く。）によるほか、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 業務目的

市民の移動ニーズや利用者の声を確認し、越前市の公共交通の課題を整理したうえで、令和6年度中に策定予定の地域公共交通計画の基本方針や目標の提案、それらに付随する資料作成などの策定支援を行う。

3 契約期間

本業務の契約期間は契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

4 業務範囲

越前市全域

5 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 公共交通の現況把握・地域特性の整理

基礎データとして活用するために、国勢調査等の各種統計調査を活用しながら、人口・世帯の状況、各種施設の立地状況の整理を行う。

既存公共交通の現状を把握するため、既存資料のほか交通事業者及び運行主体からの情報提供を受け、ルートや運行状況、利用状況、収支状況等に関する既存データ、その他必要となるデータの整理を行うものとする。

利用状況については、発注者または事業者から提供する越前市内を運行する公共交通の利用実態データ等を基に路線別に整理する。（停留所別利用者数、区間乗車人数等のデータ整理を想定するものとする。）

(2) 市民バス利用者のニーズ調査

市民バスの利用者に対しヒアリング調査を行い、利用状況や市民バスに対するニーズに関し聞き取りを行い、市民バス全体に共通するニーズ等を把握するとともに、路線別のニーズを整理する。

(3) デマンド交通実証実験の実態調査

① デマンド交通の運行・利用実態の整理

デマンド交通の運行事業者からデータを受け取り、運行本数、利用者数、利用時間帯、目的地、利用者属性（性別、年齢等）等を整理し利用実態の分析

を行う。

②利用者意識調査

デマンド交通の会員に対しアンケートを送付し、利用状況、満足度、外出機会の変化、新規・転換利用の別、デマンド交通に対するニーズ等を尋ねる。アンケート結果を分析し利用実態の把握を行うことに加え、デマンド交通の今後の導入可能性等について検討を行う。

(4) シャトルバス利用者の実態調査（令和6年3月16日から運行開始予定）

①シャトルバスの運行・利用実態の整理

シャトルバスの運行事業者からのデータを受け取り、利用者数、利用時間帯、目的地、利用者属性（性別、年齢等）等を整理し、利用実態の分析を行う。

②利用者意識調査

シャトルバス利用者に対しヒアリング調査を行い、利用状況やシャトルバスに対するニーズを把握する。

(5) 福井鉄道路線バスの利用実態の整理

既往調査のデータ等を用い、便別、停留所別の利用実態を把握し、福井鉄道路線バスの課題を整理する。

(6) その他の市内公共交通の利用実態の把握

自家用有償旅客運送、定額タクシー、ハピラインふくい、福井鉄道福武線など、その他の市内公共交通について、運行事業者からのデータを受け取り、利用者数、利用時間帯、目的地、利用者属性（性別、年齢等）等を整理し、利用実態の分析を行う。

(7) 市民アンケート調査の実施

市民バス、デマンド交通、シャトルバス、路線バス等の利用実態、満足度、今後のあり方に関する意識等を把握し、今後の越前市における地域公共交通のあり方等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民を対象としたアンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査は市民（2,000人以上）を対象とし、郵送配布・郵送回収により行うものとする。アンケート発送先の抽出や宛名ラベルの作成は発注者が行うが、その他アンケート配布に必要となる配布用・回数用封筒等の手配は受託者が行うものとする。

(8) 地域公共交通の現況、問題点、課題の整理

(1)～(7)の内容を踏まえ、地域公共交通の現況及び問題点を整理し、今後取り組む課題を整理する。

(9) 地域公共交通ネットワークの形成に資する基本方針、目標

課題の解決に向けて、望ましい地域公共交通ネットワークの形成に資する基本方針（基本理念、将来像）をとりまとめ、基本方針に即した計画の目標を設定する。

(10) 地域公共交通会議等の運営支援

地域公共交通会議及び（仮称）公共交通活性化協議会の会議資料作成、会議への出席（助言・提言等）、報告書の作成等を行うこと。

6 参考図書

本業務の実施にあたっては発注者の定める以下の計画を参考にすること。

- ア 越前市総合計画
- イ 越前市総合戦略
- ウ 越前市都市計画マスタープラン
- エ 越前市立地適正化計画
- オ 越前市中心市街地活性化基本計画
- カ 南越駅周辺まちづくり計画
- キ 北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画
- ク 越前市観光振興プラン
- ケ 越前市地域福祉計画
- コ 越前市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画
- サ 越前市健康21計画
- シ 福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画
- ス 越前市オープンイノベーション推進ビジョン
- セ 嶺北地域公共交通計画
- ソ その他関係法令、規則等

7 市の想定スケジュール

本市の地域公共交通会議や（仮称）公共交通活性化協議会の開催時期に合わせて、調査業務の進捗について報告を行う。なお、調査結果については、6月末をめぐりとりまとめて市に提出し、9月末までに作成する計画案の基礎資料とする。

8 打合せ協議

ア 打合せ協議の回数は合計4回以上とし、内訳は次のとおりとする。なお、必要に応じてオンラインでの開催も可とする。

初回1回

中間2回以上

成果品納入時1回

イ 中間協議は発注者又は受注者の必要に応じて随時行う事とし、業務の進捗等についてとりまとめた資料を提供することとする。なお、中間協議の追加は設計変更の対象としない。

9 成果品

(1) 本業務における成果品は次の通りとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 業務報告書（A4版、ファイル綴じ） | 3部 |
| イ 各種データを収録した電子媒体（CD-R又はDVD-R） | 1式 |
| ウ その他、業務項目において作成した根拠資料等 | 3部 |

10 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て越前市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に、受注事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

11 一括再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者から書面により承諾を得なければならない。

12 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。

13 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。